

2023年3月6日

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会
審議会 会長 殿

一般社団法人 太陽光発電協会
一般社団法人 日本風力発電協会
一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会

宮城県「森林開発抑制に向けた新たな対策」新税検討について

太陽光発電協会（JPEA）、日本風力発電協会（JWPA）および再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）（以下、「事業者団体」という）は、今般、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会および宮城県再生可能エネルギー税制研究会において検討されている新税（以下、「本新税」という）に係る事項に関して、再生可能エネルギーの健全な普及を押し進める事業者団体としての立場から、以下の通り意見を表明いたします。

本意見は、宮城県が本新税を設立する目的である「大規模森林開発の抑制」と、日本国政府が掲げる「2050年カーボンニュートラル達成」に不可欠な再生可能エネルギー発電所開発推進が、同時に達成可能であるという我々の見解に基づいて発出されるものです。

なお、地域共生と気候変動対策の推進は、これからの社会に不可欠なものであり、一見、両立が困難な状況のように見える場合においても、当事者同士の努力により解決可能な道筋を必ず見出すことができるという信念のもと、我々事業者団体は再生可能エネルギーの導入拡大に努めており、本件に関して、全てのステークホルダーにとって満足すべき方法論を見出せるものと確信しております。本新税の導入の試みの結果の如何にかかわらず、今後とも関係者の皆様との継続的な対話を通じて、より一層の事業の拡大を通じた社会貢献に努める所存です。

1. 大規模森林開発に対する考え方

再生可能エネルギー発電所建設を目的とした大規模森林開発は、二酸化炭素の貴重な吸収源でもある森林資源を減少させることから、再生可能エネルギー導入の本来の目的である気候変動対策の全てに優先するものにはならないと、我々事業者団体としても考えております。この観点において、大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電所開発への規制導入の必要性は理解しています。また、大規模森林開発を伴う発電所開発において、地元の理解を必要とするという考え方についても、地域共生や事業規律の維持の観点において、当然の結論であると考えます。

一方で、再生可能エネルギー発電所の開発等を通じた持続的かつ速やかな気候変動対策が社会にとって必要不可欠であることは事実であり、この点については、宮城県が意見を異にするとは考えておりません。

したがって、今般の本新税の導入検討は、いかに不適切な事業開発を排除し、適切な開

発を選択的に推進するか、という観点での検討が進むものと期待しております。

2. 地元理解と促進区域の設定の関係について

地元理解を得て発電所開発に取り組むことは、事業者団体として重要視しています。今般の本新税の検討において、地元理解が得られていることの証明として、法¹に基づく促進区域（以下、「促進区域」という。）を活用するという考え方は、地元理解に関する具体的な基準として客観性があり、事業予見性の確保の観点からも妥当と考えます。

一方で、促進区域の設定には時間と手間を要すると考えられ、区域の設定が完了するまでは、地元理解が得られたことの証明方法が詳らかにされていない状態での新税導入となります。この結果、事業予見性が低下することによる事業者の大幅な開発意欲の低下、ともすれば悪質な事業者による制度の恣意的な解釈・運用と実質的な規制逃れといった事象を招く恐れすらあり得ると思料します。

つきましては、宮城県下における再エネ事業開発の予見性確保のため、新税の導入までに、促進区域の想定地域や設定に向けた想定スケジュールおよびプロセス等を具体的に示されるよう、ご尽力いただきたいと考えます。また、促進区域の速やかな指定が進まない状況での新税導入とならないよう、地元理解に関する具体的なガイドラインの開示等、事業開発の空白期間が生じることのないような予防的な措置も必要と考えております。

3. 他地域への本新税の影響について

本新税の導入の目的が、宮城県内における再生可能エネルギー発電所開発の抑制ではなく、大規模森林開発の制限であることは、宮城県が文書にて示している通りです。

一方で、本新税のような「法定外税」の導入は前例主義的であることを鑑みると、ひとたび宮城県において本新税が導入されれば、本新税の本来の趣旨を離れて、他の都道府県等においても類似の税の導入が検討されることが懸念されます。再生可能エネルギーの導入拡大は、気候変動対策として全世界的に取り組むべき課題であり、合理的でない規制は社会的な不利益に直結します。地球温暖化の進行は森林にも地域住民の生活にも例外なく多大な影響を及ぼすことは言うまでもありません。

つきましては、本方法論が、適切なエリアにおける適切な開発を促進する良き道しるべとなるよう検討いただきたいと考えます。

4. 現在開発中の案件に関して

本新税の課税対象は新税導入後に着工されるものとありますが、着工前であっても、事業者は調査や土地利用に係る交渉、環境アセスメント等に対して多大な費用と労力を投じております。このような観点から、すでに一定の投資を行っていると思われる案件に関

¹ 地球温暖化対策推進法および農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

しては、ヒアリング等を行ったうえで、適切な措置を講じていただきたいと考えます。

「2050年カーボンニュートラル達成」に向け、再エネ導入拡大を加速させていくことが急務となる中で、日本国全体における事業開発意欲の低下に繋がることのないよう、切にお願い申し上げます。

以上